

**事業者向け（東京電力管内）
節電アクション資料
(資源エネルギー庁)**

この夏、 電力が不足します。

この度の東日本大震災の影響により、2011年夏に向けて

電力の需給バランスが悪化することが予想されています。

仮に昨年並みの猛暑となった場合、そのピーク時には、

何も対策を講じなければ、

東京電力管内で約620万kWの電力が不足するおそれがあります。

もしも、再び計画停電が実施された場合、

オフィスや工場での照明が消え、冷房が使えなくなることはもちろん、

モノづくりに必要な機械の停止など、

企業活動にも大きな影響を与えることになってしまいます。

国民生活はもちろん、とりわけ国の活力の源である

産業活動の継続が困難となり、震災からの復興と

日本経済の再出発に影響が出てしまいます。

計画停電は「不実施が原則」です。

皆さまの節電へのご協力もあり、4月8日には、

計画停電は「不実施が原則」の状況となりました。

しかし、夏の需給バランスの悪化に備えて抜本的な対策を講じなければ、
この状況が維持できず、計画停電の弊害から脱却できません。

そこで5月13日、政府の電力需給緊急対策本部において、

「夏期の電力需給対策について」を取りまとめ、

供給力の積み増しと需要面の対策の具体化を進めることで、

電力の需給バランスを保持し、計画停電は「不実施が原則」の

状況を維持することを目指すこととなりました。

小口需要家(契約電力500kW未満の事業者)の皆さんにおかれましては、

既にさまざまな省エネルギー対策をとられていると存じますが、

この夏の計画停電の不実施を実現するためにも、

さらなる節電へのご協力をお願いいたします。

資源エネルギー庁では、小口需要家の皆さんに

「節電行動計画の標準フォーマット」を活用して節電に関する

計画を自主的に策定・公表したうえで、

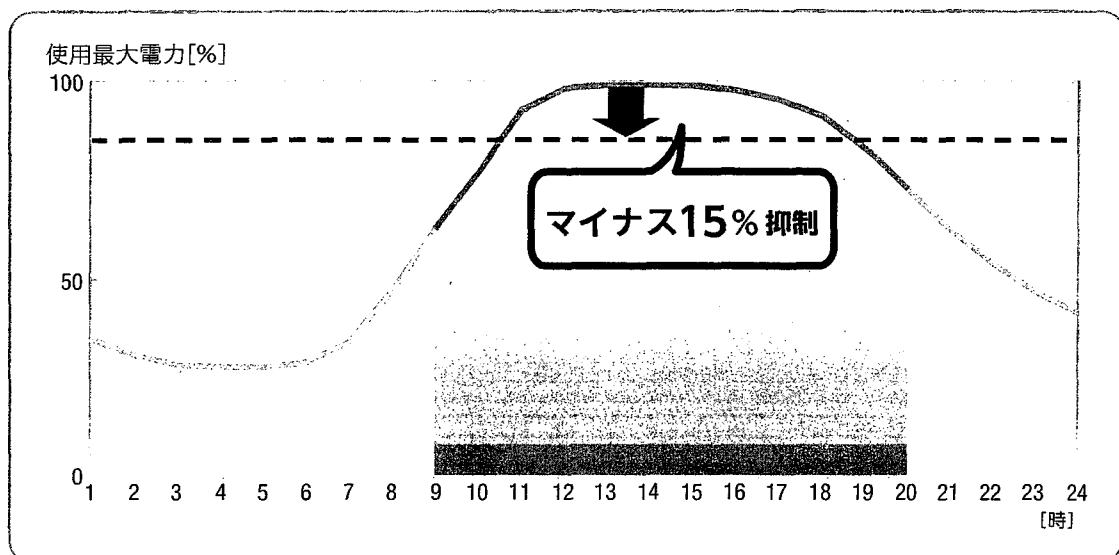
節電の実施をお願いしています。

何卒よろしくお願ひいたします。

使用最大電力の15%の抑制が必要です。

5月13日に公表された「夏期の電力需給対策について」で掲げられている
「今年の夏期の電力ピーク期間・時間帯(7月～9月の平日9時
～20時)における使用最大電力を15%抑制すること」。

これが現在、政府が小口需要家の皆さんに協力をお願いしている目標です。

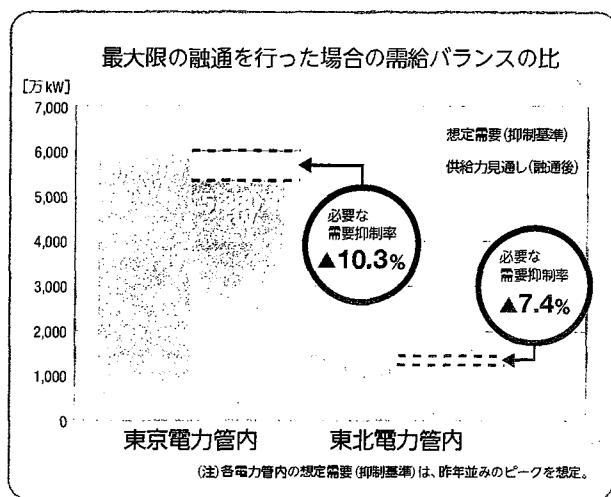


ではなぜ、15%の抑制が必要なのでしょうか。

今夏、想定需要と供給力の差が、東京電力でマイナス10.3%、

東北電力でマイナス7.4%の見通しとなっています。

さらに、余震や老朽火力発電所の昼夜連続運転等によるリスクを踏まえると、供給力と需要が一致するギリギリのラインではなく、一定の余裕を持った目標とすることが適当であるため、東京・東北電力管内全域において、目標とする需要抑制率をマイナス15%としました。



全員の具体的な節電行動が必要です。

15%の需要抑制目標に向けて、大口需要家・小口需要家・家庭、各部門の皆さんに、総力を挙げて節電に取り組んでいただく必要があります。

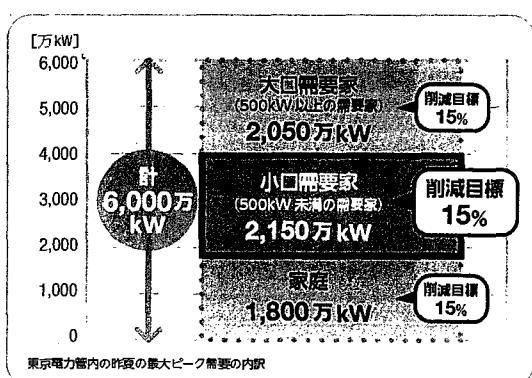
電力需要の内訳を見ると、需要の3分の1は、小口需要家の皆さんです。

使用電力15%抑制の目標を実現するためには、小口需要家の皆さんのが節電に向けたアクションを起こすことが大切になってきます。

皆さんには、目標達成に向けて、
照明・空調設備の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定。

延長・分散化等の具体的な行動計画を自主的に策定し、取り組んでいた
だくようお願いいたします。

「節電行動計画の標準フォーマット」は、そのために用意されたツールであり、そこには具体的な節電のメニュー例(照明、空調、OA機器、他各種設備の節電や使用ピークのシフト等)が提示されています。ぜひご活用いただき、この夏の節電にご協力ください。



※大口需要家：契約電力が500kW以上
(契約電力が500kW未満の実量制契約の方であっても、自家発電等の契約電力を合算した値が500kWを超える場合は、大口需要家となります。)

小口需要家：高圧受電の皆さん：契約電力が500kW未満の実量制契約の方
低圧受電の皆さん：従量電灯C、低圧電力等で契約されている方のうち、住宅用途以外に電気をお使いになられている方

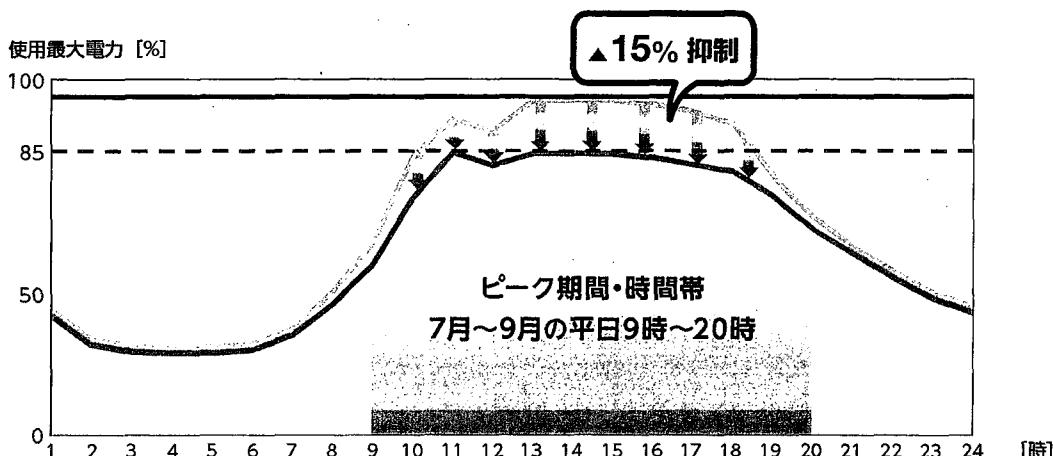
家庭：住宅用途で電気をお使いになられている方

効果的な電力抑制を行うための2つのポイント。



1 電力需要そのものを抑制する「ピークカット」

政府は皆さんに対して、7月～9月の平日9時～20時までの時間帯で、節電のご協力をお願いしています。重要なのは、このピーク時間帯での使用最大電力を抑えることです。とくに、照明や空調は、どの業種でも行える対策で、全体的な節電につながります。



照明と空調の節電で、ほぼ15%の抑制が期待できます。(※一部業種を除く)

照明設備について

● 照明の間引きは効果的。

オフィスビル等の照度は、作業効率や安全上必要な明るさを大きく上回っている場合があります。

幅を持って認められているJISの照度基準値の下限値を参考にして、適切な照明利用を行ってください。また廊下や休憩室、共用部分などは安全上問題ない範囲で間引くか消灯をお願いします。

詳しくはJISCのホームページをご覧ください。><http://www.jisc.go.jp/index.html>

空調設備について

● 室内温度は、28℃を原則に。

政府が推奨する空調温度は28℃ですが、実際には、それよりも低く設定されている場合も多いようです。もう一度、室温設定が適切かご確認ください。なお、皆さまが、室温を自主的な行動として29℃に引き上げる対策も考えられますが、その場合は、熱中症の発症や心身への負荷が高まらないよう十分注意してください。適切な換気や扇風機の使用等により、風通しを良くするなど、室内環境への配慮を心がけましょう。

●除湿モードの使用や台数削減は慎重に。

冷房の代わりに除湿モードにすると、かえって電力を多く消費するケースもあります(電気ヒータによる除湿の場合)。また、同じ部屋でエアコンを2台使用している場合、2台の温度設定を変更するよりも、1台を止めた方が節電になりますが、冷房能力が不足する場合がありますので、その点を考慮しましょう。

業種によって、様々な効果的な節電方法があります。☞ P10へ

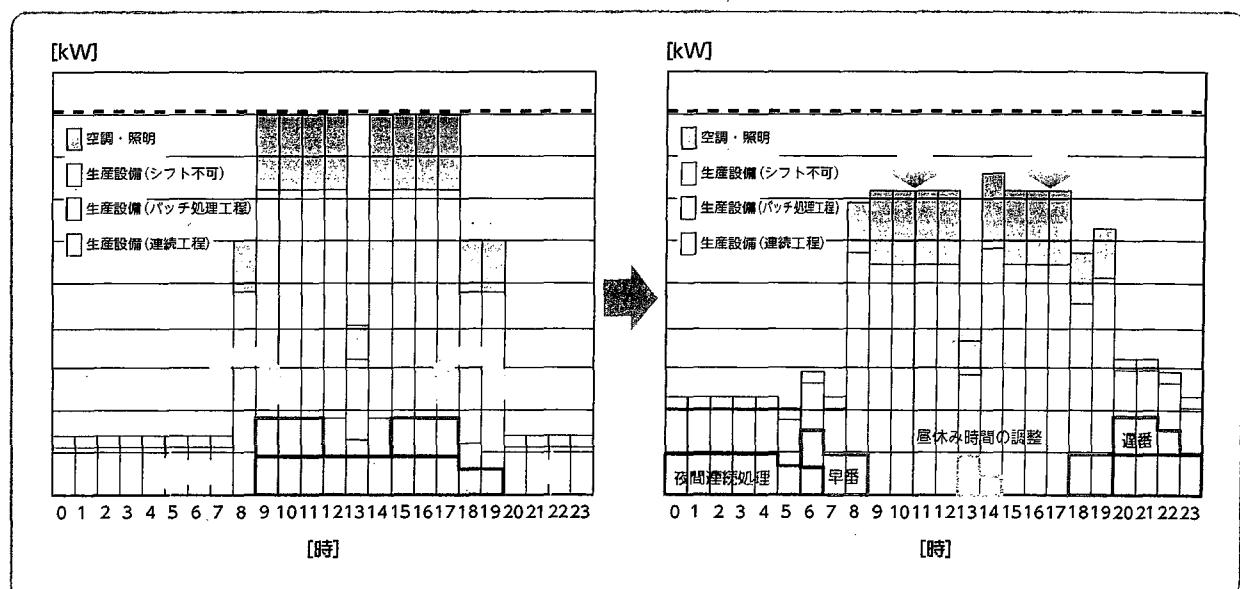
ポイント
2

電力の使用時間帯をずらして抑制する「ピークシフト」

照明・空調設備など、通常の節電対策だけで抑制目標に届かない場合、使用電力のピークを他の時間帯や休日にシフトすることも効果的です。とりわけ、生産設備の多い製造業では、大きな効果が期待できます。その際、労使が十分に話し合いながら経済活動への影響を最小限に抑えられるよう、取り組みを進めてください。

■ ピークシフトの一例

下図は、生産用動力の稼働シフトによる電力ピーク抑制の一例です。バッチ処理工程を早朝や夜間へシフトする(早番・遅番対応等)、連続処理工程を昼間から夜間へシフトする(熱処理などの加熱工程等)、事務作業や昼休みを時間調整するなどして、電力ピークをシフトしています。



「節電行動計画」で、15%抑制を。

具体的な節電行動計画を立てましょう。

「節電行動計画記入説明書（別冊）を活用して、対策項目を決め（チェック）、節電効果（抑制率%）を算定してみましょう。

なお、それぞれの機器・設備の使用電力や、節電による抑制数値を正確に把握・管理していくことは大変労力を要することから、電力使用の形態が特徴的で汎用的な利用がしやすい業種について「節電行動計画記入説明書」中に「節電行動計画の標準フォーマット」を用意しました。これらのフォーマットに記載されている各業種の平均的な電力消費の構造および節電効果（%）を用いて計画を立てることができます。さらに節電行動計画を詳細に作り込みたい方は、この冊子の裏面「参考情報（リンク集）」に掲載の各関連サイトをご参照ください。

昨年を知る

昨年度の使用最大電力を把握する。☞ P8へ

6月～7月

計画を立てる

節電行動計画を作成する。☞ P9へ

公表する

節電行動計画を政府の節電ポータルサイト
「節電.go.jp」で公表する。☞ P11へ

節電行動の実行

8月～10月

検証する

実行中・実行後の使用最大電力を
チェックする。☞ P12へ

昨年を知る

昨年度の使用最大電力を把握する。

節電を始める前に把握いただきたいのは、これまでの電力の使用状況です。高圧受電の方は、過去の電気料金の計算書や請求書、電気ご使用量のお知らせ(検針票)から、昨年の7月・8月・9月における「使用最大電力(kW)*」をご確認いただき、昨年夏の使用電力(kW)の最大値を把握してください。この最大値から15%の抑制を目標としてご協力をお願いしています。なお、低圧受電の方は、使用最大電力の把握が難しいことから、「使用電力量(kWh)」を参考に、ピーク期間・時間帯を意識した節電をお願いいたします。

*使用最大電力は、東京電力の請求書では「最大需要電力」と表記されています。

●高圧受電(契約電力500kW未満)の需要家の皆さまは、〈請求書〉をご覧ください。

※参考

| | | |
|--|--|--|
| 電気料金等請求書 (Electric bills) | | 千代田区内幸町1-1号1~4 お問い合わせ先 00-0000-0000 |
| 毎月ご利用いただきありがとうございます。平成23年5月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。 | | |
| 請求金額 | | 99,693円 内訳 4,747円 |
| 支払期日 年月日 (平成23年6月16日) | | |
| ご契約内容 契約種別 契約電力 食用期間 5月1日 ~ 5月10日 | | |
| 契約電力 主契約 40kW | | |
| 供給電圧 主契約 6kV | | |
| ご使用実績 使用電力量 合計 3,978kWh 最大需要電力 40kW | | |
| 過去1年間の最大需要電力(kW) | | |
| 平成23年1月 35kW 平成23年3月 36kW 平成23年5月 37kW 平成23年1月 40kW | | |
| 平成22年12月 37kW 平成22年4月 36kW 平成22年10月 34kW 平成22年9月 35kW | | |
| 平成22年8月 35kW 平成22年7月 37kW 平成22年6月 35kW | | |
| 契約電力は、当月を含む過去1ヶ月における毎月の最大需要電力のうち最も大きい値となります。 | | |

当月の
使用最大電力

過去1年間の
使用電力が
確認できます。

*契約変更などをされた方は、表示されない場合があります。

※東京電力からの「契約電力の変更(減少)申込書」でも昨年夏の使用最大電力(kW)を確認することができます。

●低圧受電の需要家の皆さまは、〈検針票〉をご覧ください。

詳しくは、(東京電力) <http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/basic/charge/charge01-j.html>

※参考
使用電力量

| | |
|--|--|
| 電気ご使用量のお知らせ | |
| 使用場所 (区・町・村) | |
| 23年4月分 食用期間 5月1日 ~ 5月10日 (30日前) | |
| 使用量 290kWh | |
| 請求予定金額 6,315円 | |
| 基本料金 819円00銭 | |
| 電力量料金 2,144円40銭 | |
| 燃料費料金 3,886円20銭 | |
| 電力料金 490円10銭 | |
| 太陽光発電追加料金 8円 | |
| 停電時振替料金 52円50銭 | |
| 見本 | |
| お問い合わせは、この書類の右端に記載された お問い合わせ窓口へお電話ください。 郵便番号: 102-0075 東京電力株式会社 TEL: 03-XXXX-XXXX | |
| 東京電力株式会社 | |

昨年の7月~9月の検針
票をご確認いただくか、
電力会社にお問い合わせください。

※低圧受電の方の検針票では使用最大電力は表示されないため、使用電力量(kWh)で比較してください。

計画を立てる

節電行動計画を作成する。

「節電行動計画の標準フォーマット」は、電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8業種のものと、自由記入形式のものが用意されていますので、それぞれの需要家で電力消費の構造が近いものをご活用し、作成してください。そして、作成した節電行動計画の内容を、オフィスや店内などに掲示して、従業員の方々やお客様などにお知らせし、計画の実行について協力を呼びかけ、推進していきましょう。

さらに、皆さまの事業所の従業員の方々を通して、各家庭においても、家族で話し合い、節電の意識を高め実行していくようにしましょう。

節電行動計画の標準フォーマット

(オフィスビルの例)

| ◎ 節電行動計画 | | |
|---|--|---|
| 事業者名 | 責任者名 | |
| | | |
| 目標目標 節電実績 | | |
| 5つの基本アクションをお願いします | | |
| 照明 | 執務エリアの照明を半分程度間引とする。 使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。 | 13 % <input type="checkbox"/> % % % |
| 空調 | 執務室の室内温度を28°Cとする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28°Cよりも若干引き上げる)。 使用していないエリアは空調を停止する。 | 4 % <input type="checkbox"/> % % % |
| OA機器 | 長時間感知離れたときは、OA機器の機能を切るか、スタンバイモードにする。 | 2 % <input type="checkbox"/> % % % |
| さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください | | |
| 空調 | 室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定期間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。 日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 | 5 % <input type="checkbox"/> % % % |
| | 冷凍機の冷水出口温度を高めに設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する(セントラル式空調の場合)。 | 2 % <input type="checkbox"/> % % % |
| その他 | 複数の事業者で交代で休業する。 (オフィスビルは、職場を週一回は使わない場合) | 14 % <input type="checkbox"/> % % % |
| メンテナンスや日々の節電努力もお願いします | | |
| 照明 | 屋外などは完全消灯を心掛ける。 従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する(従来型蛍光灯からHID蛍光灯または直管形LED照明に交換した照明電力量の約40%消費電力削減)。 | 10 % <input type="checkbox"/> % % % |
| 空調 | フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。 電気室、サーバー室の空調設定温度が底すぎないかを確認し、見直す。 室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を遮げる。 | 10 % <input type="checkbox"/> % % % |
| コンセント 動作 | 電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先選択する。 朝の涼しい時間帯から設置を起動したり、分散起動すること(複数台の場合)により、立上げによるピーク電力上昇を抑制する。 | 10 % <input type="checkbox"/> % % % |
| その他 | エレベーター・エスカレーターの稼働を半減または停止する。 電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エタオル等のプラグをコンセントから抜く。 自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行なう。 | 10 % <input type="checkbox"/> % % % |
| 従業員やテナントへの節電の啓発も大事です | | |
| 節電啓発 | ビル全体の節電目標と具体的なアクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。 節電担当者を決め、責任者(ビルオーナー・部門長)と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。 従業員の夏季の作業・休暇の分散化・長期化を促す。 従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 | 10 % <input type="checkbox"/> % % % |
| 独自対策を追加する場合は下記に記入してください | | |
| 合計欄には実行する節電効果目標の合計を記入してください。 また、個別に計上できる節電項目がある場合は、それを記入していただいて結構です。 | 合計 <input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> % | |
| ※記載している節電効果は、建築全体の消費電力に対する影響分の想定割合の目安です。※空調については電気式空調を想定しています。※一定の条件の元での計算結果ですので、各々の実態の利用状況により実際は異なります。※万が一より効果が發揮するものがあるため、単純に合計はできません。※節電を実現するあまり、保護者生上、安全上及び衛生上不適切なものとなるないようご注意ください。 ※節電行動計画は建物の実質的な使用責任者と建物の管理責任者が協議のうえ作成してください。 | | |

効果が大きく取り組みやすい、基本的な節電行動が明記されています。

やや難易度が上がりますが、大きな効果が期待できる項目が明記されています。ぜひ、トライしてください。

メンテナンスや日々節電努力できる項目を明記しています。積極的に、取り組んでください。

従業員やテナントの方々への節電に対する啓発について明記されています。

【用意されている節電行動計画の標準フォーマット】オフィスビル、卸・小売店、食品スーパー、医療機関、ホテル・旅館、飲食店、学校、製造業(工場)

〈業種ごとに、節電行動のポイントがあります。〉

オ
フ
イ
ス
ビ
ル
分
野

●ビル全体としての節電行動を。

基本的には、ビル全体として節電を行うことが望ましく、ビルオーナー等代表者が節電担当者を任命するなど、責任を持って体制をつくり、節電行動計画を取りまとめることが重要です。また、テナントビルの場合は、ビルオーナーとテナントが連携をとり、共用部と専用部を含めたビル全体での節電行動をとることが大切です。

●照明と空調の節電で目標を達成できる。

照明を半分にし、空調を通常より高めの温度設定とすることで、多くの需要家は目標を達成することが期待できます。

食
品
ス
ト
ー
パ
ー
分
野

●使用していないエリアの節電・消灯を徹底してください。

売場以外の事務所、会議室、更衣室などのバックヤードの節電もお願いいいたします。また、駐車場や看板、外部照明などがある場合は、業務に支障のない範囲で消灯してください。

●業務用冷蔵庫、冷凍・冷蔵ショーケースについて。

保存する商品は、商品ごとの適正温度があるため、メーカーなどに確認すると同時に、温度帯が同じ商品は同じケースに入れるようにしましょう。

製
造
業
(工
場)
分
野

●モーターの空転を防ぎましょう。

切削加工の場合、切削作業が終了してから次の製品の切削を開始するまでの間や、工具を交換する間など、長時間にわたって作業しないときはモーターの回転を止めて節電に努めましょう。

●コンプレッサの供給圧力を必要最小限に。

供給圧力を必要以上に設定している場合があります。設備の動作状況を確認しながら圧力設定を少しずつ落とし、適切なポイントを見出だしてください。

公表する

節電行動計画を政府の節電ポータルサイト
「節電.go.jp」で公表する。

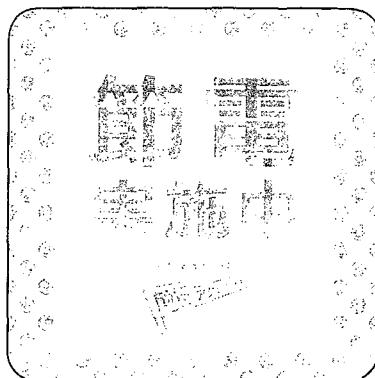
節電行動計画を公表していただいた需要家の皆さんには、節電宣言ステッカーを配布いたしますので、会社のエントランスや店頭に提示してください。
併せて、「節電宣言ポスター」や、作成した「節電行動計画」を目につく所に掲示することで、具体的な節電行動を店舗の利用者や従業員の方々に周知しましょう。

「節電.go.jp」に計画を公表

節電行動計画を策定したら、政府の節電ポータルサイトに公表しましょう。

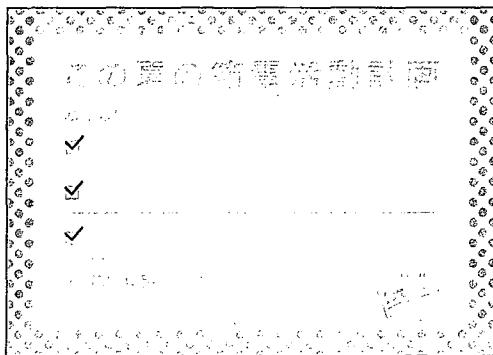
節電宣言ステッカー

節電行動計画を策定し、政府の節電ポータルサイトへの掲載をご了承いただいた需要家の皆さんに配布いたします。



節電宣言ポスター

「節電行動計画記入説明書(別冊)」の裏表紙を切りとり、節電行動計画を書いて目につく場所に貼り、店舗の利用者や従業員の方々に周知しましょう。



■ステッカー&ポスター展開イメージ

検証する

実行中・実行後の 使用最大電力をチェックする。

節電行動計画の成果を、請求書や検針票でチェックしましょう。

●高圧受電(契約電力500kW未満)の需要家の皆さまは、〈請求書〉をご覧ください。

※参考

| | | | |
|--------|-------------------|-------------------|------------------|
| ご連絡場所 | 〇〇区 〇〇町 | 昨年7月～9月の使用最大電力と比較 | |
| 地区番号 | 12(計量日:11) | お支払い番号 | 00000-00000-0-00 |
| お支払期日 | 平成23年6月16日 | | |
| ○ご契約内容 | 契約種別 業務用電力 | 使用期間 | 4月11日～5月10日 |
| 契約電力 | 主契約 40kW | | |
| 供給電圧 | 主契約 6kV | | |
| ○ご使用実績 | 使用電力量 合計 3,978kWh | 最大需要電力 | 40kW |

※夏期の電力需給対策の一環により、契約電力を減少された場合は、昨年の7月～9月の使用最大電力が表示されないことから、過去の請求書(平成23年6月分)をご覧いただくか、電力会社にお問い合わせください。

●低圧受電の需要家の皆さまは、〈検針票〉をご覧ください。

※参考

| | | |
|---|------------------------------------|-------------|
| 何かご利用いただきありがとうございます | | 様 |
| 電気ご使用量のお知らせ | | |
| ご使用場所 | 〇〇区 〇〇町 | |
| 23年4月分 | ご使用期間 4月1日～4月6日 検針日 4月7日 (31日間) | ご契約種別 従量電灯B |
| ご使用量 | 290kWh | 契約 30A |
| 請求予定金額 | 6,375円 | 前月指標数 0290 |
| (うき消費税等相当額) | 300円 | 前月指標数 0000 |
| 基本料金 | 819円100銭 | 差引 290 |
| 電力量料金 | 2,144円40銭 | 計器乗率(倍) |
| ・1段料金 | 3,886円20銭 | 計器番号(下り指) |
| ・2段料金 | -490円10銭 | |
| 燃料費調整額 | 8円 | |
| 太陽光促進付加金 | -52円150銭 | |
| 見本 | | |
| お問い合わせは、下記の電話番号まで ～おかけ間違いにお気をつけください。～ | | |
| お問い合わせ先/カスタマーサービス X X X - X X X - X X X その他お問い合わせ用 X X X - X X X - X X X | | |
| 東京電力株式会社 R 検針日 〇〇支社(000) ～～～にに関する情報等は別表をご覧ください。 | | |
| 昨年の使用電力量と比較 | | |
| ご参考までに昨年4月分は33日間の ご使用で 300 kWhです。 | | |
| ※引越しや契約変更などを された方は、表示されない 場合があります。 | | |

節電達成証(予定)：策定した節電行動計画を実施後、昨年7月～9月の使用最大電力の数値と比較し、節電目標数値を達成した需要家の皆さんに配布することなどを検討しています。つきましては請求書や検針票などの帳票類をお手元に保管しておいていただきますよう、お願ひいたします。

よくあるご質問をまとめました。

Q) kW,kWhとは、何ですか？

A) kW(キロワット)とは、ある時点での電気の量を示す単位。ピーク時の使用電力抑制の効果を把握する等に使う数値になります。kWh(キロワット時)とは、電気の総量を示す単位です。

Q) 抑制対象時間帯が9時～20時である理由は？

A) 政府公表の「夏期の電力需給対策について」が前提としている需要抑制基準の需要6,000万kWから需要抑制目標マイナス15%を差し引いた5,100万kWを超える需要が発生した時間帯は、昨年の夏期最大電力が発生した7月23日において、9時～20時でした。そのため抑制対象時間帯を9時～20時としています。

Q) 今冬や来夏も節電の協力が必要なの？

A) 秋以降の電力需給見通しについては、供給力の積み増しの状況、震災からの生産活動等の回復状況、節電の効果などの見極めが難しく、現時点ではお示しできません。今夏よりも需給状況を改善することを目指しておりますが、引き続き節電にご協力いただくことになります。

Q) 具体的にどの期間の使用最大電力(kW)から抑制すればいい？

A) 「夏期の電力需給対策について」では、ピーク期間・時間帯(7月～9月の平日9時～20時)における使用最大電力(kW)の抑制を原則とする、としています。

Q) 休日または9時～20時以外で、電力の使用が最大となる小口需要家は、どうすればいい？

A) 今回の抑制目標の期間・時間帯は7月～9月の平日9時～20時ですので、この時間帯での節電をお願いいたします。

Q) 各対策の節電効果を単純に合算していい?

A) 基本的には、単純に足し合わせて結構です。ただし、厳密に言えば、対策の組み合せによっては節電効果が重複するため、効果が小さくなる場合があります。このため、上記のように単純合計した数値については「目安」であるとお考えください。また、デマンド監視装置は、節電対策の効果を確保するための役割を担っていますので、他の対策と効果を足し合わせられないことに留意が必要です。

Q) 昨年の夏期ピーク期間の使用最大電力はどうやって調べるの?

A) 契約電力が500kW未満の小口需要家(高圧受電)の場合は、電力会社の請求書等で確認してください。また、小口需要家(低圧受電)の場合は、検針票をご覧ください。その際、使用最大電力(kW)は表示されないため、参考指標として、使用電力量(kWh)で比較してください。ただし、その場合でもピーク期間・時間を意識した節電をお願いいたします。

Q) 自社の業種のフォーマットがない場合はどうすればいい?

A) 自由記入形式のフォーマットを利用して作成するか、エネルギー需要構造や業態が近い業種のものを準用してください。

(例) 学習塾: 照明や空調の電力消費が多い → オフィスビルのフォーマットを準用

Q) オフィスビルの節電行動計画は誰が作成するのか?

A) ビルオーナー等代表者が節電担当者を任命するなど、テナントとともに責任を持った体制をつくり、ビル全体としての節電行動計画を取りまとめることが重要です。

Q) 企業間での休業日の組み方によっては、労働基準法等の関係法令に抵触するおそれも出てくるのでは?

A) 従業員の休日の取り方については、労働組合などと相談した上で対応してください。例えば、所定休日を土・日以外の日に変更する場合には、労使で話し合いを行った上で、就業規則の変更・届出をすることが必要となります。

〈お問い合わせ〉

政府では、節電行動計画を実施していただくための
情報を政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」で紹介しています。

■ 政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」

<http://www.setsuden.go.jp>

節電に関する様々なお問い合わせに、専門ダイヤルでお答えします。

■ 節電ダイヤル

TEL.0570-064-443 (受付時間9:00 ~ 17:00)

参考情報（リンク集）

◆経済産業省

～ 節電 -電力消費をおさえるには-～

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

～いま知りたい電気のあれこれ～

http://www.meti.go.jp/setsuden/denki_no_arekore.pdf

◆東京電力

～夏の具体的な節電方法についてご紹介します～

<http://www.tepco.co.jp/setsuden/>

◆財団法人省エネルギーセンター

<http://www.eccj.or.jp/index.html>

・工場の省エネルギーガイドブック

http://www.eccj.or.jp/audit/fact_guide10/index.html

・ビルの省エネルギーガイドブック

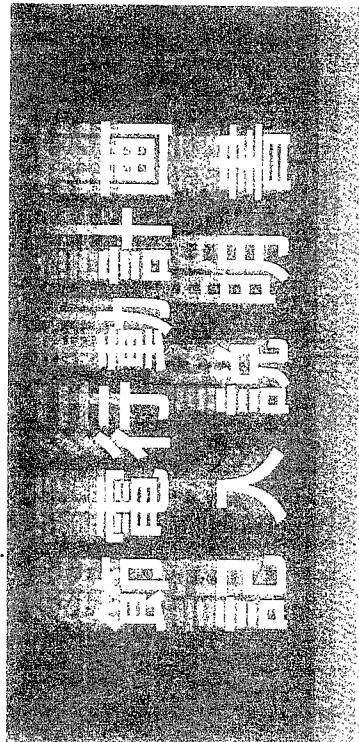
http://www.eccj.or.jp/audit/build_guide10/index.html

・生活の省エネ

http://www.eccj.or.jp/sub_04.html

・家庭の省エネ優秀事例

<http://www.shouene-katei.jp/case/10.html>



この夏の節電のために 具体的な行動計画をつくりましょう。

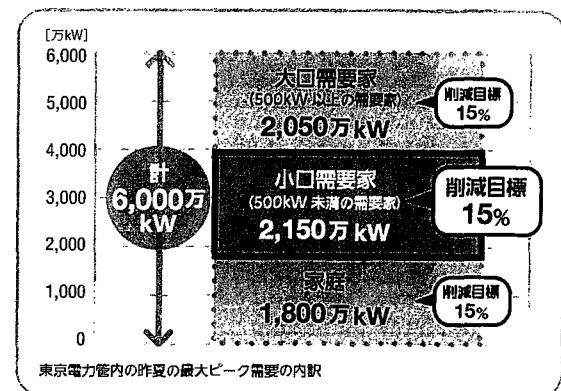
この度の東日本大震災の影響により、2011年夏に向けて、電力需給のバランスが悪化することが予想されています。もしも、再び計画停電が実施された場合、皆さまの経済活動にも大きな影響を与えることになってしまいます。

そこで、小口需要家（契約電力500kW未満の事業者）の皆さんにおかれましては、政府が掲げている、

「今年の夏期の電力ピーク期間・時間帯（7月～9月の平日9時～20時）における使用最大電力の15%抑制」を目標とした節電にご協力ください。

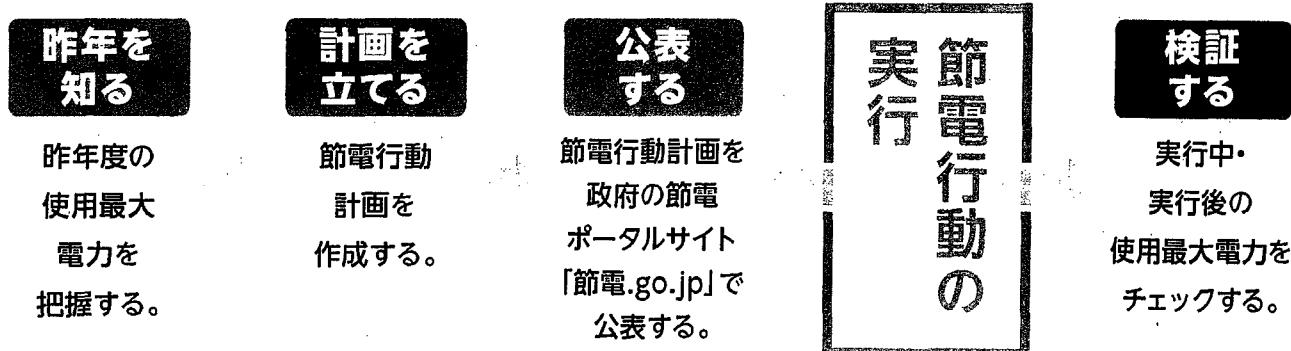
右記の電力需要の内訳をご覧いただければわかるように、電力需要の3分の1は、小口需要家の皆さんであり、この夏の節電を実現するためには、皆さまの節電への取り組みが非常に重要となってきます。

需要家の皆さんたは、具体的な行動計画を自主的に策定・公表した上で節電の実施をお願いいたします。そのため本書「節電行動計画入説明書」では具体的な節電方法をご案内いたします。



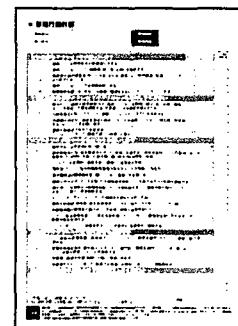
既にさまざまな省エネルギー等の対策をとられていると存じますが、本書をご活用いただき、計画停電の不実施を実現するためにも、この夏の節電へのご協力をお願い申し上げます。

「節電行動計画」運用の流れ



本書の使い方

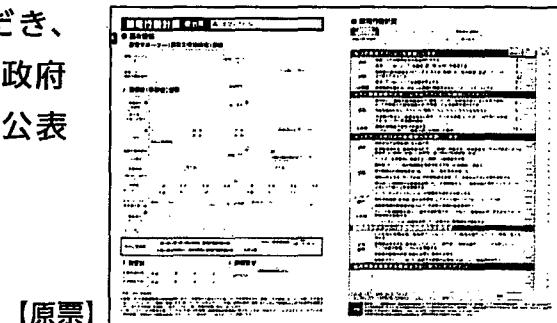
- 電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8業種について、標準フォーマットを用意しています。
- 該当する業種（該当するものがない場合には電力消費の構造が近いと考えられる業種）のフォーマットを利用し、各需要家において節電行動計画の作成をお願いいたします。
- 基本アクションにできるだけ取り組むとともに、基本アクション以外にも可能な限り取り組むようご検討をお願いいたします。（記載されているアクションのすべてを実施しなければならない訳ではありません）
- フォーマットにない独自の対策についても、【原票】の下の自由記載できる欄に追加することができます。
- 【本書】は節電センター（電気主任技術者）や節電説明会の担当者とともにご記入ください。【本書】は提出せずに保管いただき、事業所において情報を共有してください。 【本書】



原票の使い方

- 【原票】は【本書】とあわせてご記入いただき、ご提出ください。いただいた【原票】を元に政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」にて公表させていただきます。

※公表については皆さまの承認のもと行います。



目次

代表的な業種ごとに、
具体的な節電行動計画の立案を推奨しております。

- | | | |
|-----------------|-------------------|-----------------|
| ●オフィスビル …… P3、4 | ●卸・小売店 …… P5、6 | ●食品スーパー …… P7、8 |
| ●医療機関 …… P9、10 | ●ホテル・旅館 …… P11、12 | ●飲食店 …… P13、14 |
| ●学校 …… P15、16 | ●製造業 …… P17、18 | ●記入例 …… P19、20 |